

今年1月1日から施行“改正独占禁法”

公正取引委員会がガイドラインを公表

「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表（公取委）

平成22年11月30日、公正取引委員会がガイドライン「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表しました。これは、今年1月1日から施行されている“改正独占禁法”によって、不公正な取引方法の一つとされる「優越的地位の濫用」が、一定の条件を満たす場合には、新たに課徴金納付命令の対象となったことを踏まえて、その優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより、法運用の透明性を確保し、事業者の予見可能性をより向上させるためなどのガイドラインが作られたものです。

「優越的地位の濫用規制」について

- 独占禁止法は、不公正な取引方法の一類型として「優越的地位の濫用」行為を禁止。
- 「優越的地位の濫用」行為とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、以下の行為をすること。
 - ・ 取引の対象である商品又は役務以外の商品等を購入させること。
 - ・ 金銭、役務その他経済上の利益を提供させること
 - ・ 受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請、その他取引条件の不利益設定等

【規制の趣旨】

- ・ 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
 - ・ 取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる
- ⇒ 公正な競争を阻害するおそれ

本ガイドラインの策定趣旨・目的

- 本年1月1日に施行された改正独占禁止法（平成21年法律第51号）により、優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったことから、優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を向上させることが必要。
- 事業者が優越的地位の濫用行為を行わないよう、自主的な未然防止を支援。
 （注）ガイドラインとは、公取委が、法運用の実績を踏まえ独占禁止法の執行方針や考え方を明確化したもの。

本ガイドラインの特徴

- 本ガイドラインは、これまで各種ガイドラインに記載されていた優越的地位の濫用に係る内容をまとめ、業種横断的な一般的な考え方を示すもの。
- 「優越的地位の濫用」の考え方を「優越的地位」と「濫用行為」という要件毎に可能な限り明確化。また「濫用行為」を行為類型に分け、違反となる場合、違反とならない場合を可能な限り詳細に解説。
- 過去の審決又は排除措置命令で問題となった行為等の実例として「具体例」を掲載。また、「濫用行為」の各々の類型については、想定例（問題となり得る仮定の行為例）を多数掲載。

◎詳細は、公取委サイト（<http://www.jftc.go.jp/>）をご参照ください。▶ガイドライン本文（<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10113001besshi1.pdf>）

平成 19 年 9 月以降卒業(予定)
未就業者限定

新卒者就職応援 プロジェクトのご案内

長期間の職場実習で

元気な企業 と やる気のある人材 との出会いを！

中小企業は大企業と比較して、求める人材を確保するという点において厳しい面がありましたが、今般の雇用情勢の変化は、中小企業が将来の中核となりうる人材を確保するチャンスと捉えることもできます。

また新卒者等の内定状況は大変厳しい状況にあります。このため平成 19 年 9 月以降に高校、大学等を卒業(予定)した方で、現在未就業の方を対象に中小企業の仕事現場に触れる機会を提供すると共に、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための長期間の職場実習(いわゆるインターンシップ)等を実施することにより、中小企業の人材確保を支援することを目的としています。

受入企業のメリット

1. 職場実習(いわゆるインターンシップ)期間を通じて自社にマッチした人材を見極める事ができます。
2. 教育訓練費助成金が一人受入れについて日額 3,500 円支給されます。
※助成金は、課税の対象になります。
3. 職場実習を円滑に実施するカリキュラムを提供しますので、職場実習のノウハウが無くても安心です。職場実習期間には適宜キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスが受けられます。

現場実習参加者のメリット

1. 職場実習(いわゆるインターンシップ)期間を通じて働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得できます。
2. 職場実習期間には適宜キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスが受けられます。その後の就職に関することも相談にのります。
3. 職場実習期間中、実習生には技能習得支援助成金が日額 7,000 円支給されます。
※在学中の方の場合など実習生向け助成金を支給しない場合があります。※助成金は、課税の対象となる可能性があります。

※青少年の健全な育成の観点から不適切な業種・業態などは本事業の対象となりません。

※職場実習の実施にあたっては、実習生、受入企業、コーディネート機関の三者で確認する内容があります。

※コーディネート機関とは、申込～職場実習終了までフォローアップする機関となります。

申込

本事業の趣旨を理解いただいた採用意欲のある中小企業と学生を対象としております。

職場実習希望者の受入企業への職場見学

職場実習スタート

職場実習終了
職場実習期間は原則 6 カ月

◎事業の詳細は、中小企業HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>) をご覧下さい。本事業のお問合せは、本会経営支援部 (Tel: 043-306-3282) まで。